2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録研修機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3　登録研修機関は、法第四十七条の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を備え、研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

4　登録研修機関は、通訳案内研修に用いた登録研修教材並びに修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を通訳案内研修を実施した日から三年間保存しなければならない。

（身分証明書の様式）

第三十五条　法第四十九条第二項の身分を示す証明書の様式は、第九号様式とする。　（新設）

（研修業務の引継ぎ）

第三十六条　登録研修機関は、法第五十条第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。　（新設）

一　研修業務を観光庁長官に引き継ぐこと。

二　研修業務に関する帳簿及び書類を観光庁長官に引き継ぐこと。

三　その他観光庁長官が必要と認める事項

（地域通訳案内士の登録）

第三十七条　第十三条から第二十三条まで（第十九条第二項及び第三項を除く。）の規定は、地域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、第十四条第二号中「合格した外国語の種類」とあるのは「地域通訳案内士の資格を取得した外国語の種類」と、第十五条（見出しを含む。）中「全国通訳案内士登録簿」とあるのは「地域通訳案内士登録簿」と、同条中「別記第三号様式」とあるのは「別記第十号様式」と、第十六条第一項中「別記第四号様式」とあるのは「別記第十一号様式」と、「全国通訳案内士登録申請書」とあるのは「地域通訳案内士登録申請書」と、「都道府県知事」とあるのは「法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県（当該市町村又は都道府県が二以上である場合にあつては、当該同意を得た同条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画において定めた同条第二項第三号に規定する一の市町村又は都道府県。以下同じ。）の長」と、同条第二項第二号中「合格証書」とあるのは「法第五十五条の研修を修了したことを証する書類（以下「修了証明書」という。）」と、同条第三項中「都道府県知事は」とあるのは「法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長は」と、「都道府県知事保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。）」と、「第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）、第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）及び第三十条の十二第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」と、第十八条（見出しを含む。）中「全国通訳案内士登録証」とあるのは「地域通訳案内士登録証」と、同条中「別記第五号様式」とあるのは「別記第十二号様式」と、第十九条第一項中「別記第六号様式」とあるのは「別記第十三号様式」と、同条から第二十三条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長」と、第二十条第一項中「別記第七号様式」とあるのは「別記第十四号様式」と、「合格証書」とあるのは「修了証明書」と、第二十一条第三号中「第四条第一号」とあるのは「第五十六条第一号」と読み替えるものとする。　（新設）